

鳥取市食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第25号

鳥取市食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市食品衛生条例施行規則（平成30年鳥取市規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第10号中「食管・食監」を「食監・食管」に、「自動販売機の

「

型番」を「自動販売機、全自動調理機の型番」に、

業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食
	ふぐの処理を行う施設
	(ふりがな)
	ふぐ処理者又は生食用

店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
食肉取扱者氏名 ※ふぐ処理等する営業の場合		認定番号等	

を

」

「

業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が により調理された食品
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は
	(ふりがな)		認定番号等
	ふぐ処理者又は生食用食肉取扱者氏名 ※ふぐ処理等する営業の場合		

常駐せず全自動調理機 を販売する営業	<input type="checkbox"/>
調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

に改める。

」

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。